

## 別記

### 施工時期選択可能工事に係る特別仕様書

1. 本工事は、工事開始日を発注者が指定する工事開始期限日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事」である。
2. 本工事の工事開始期限日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。
3. 留意事項
  - (1) 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に「工事開始日選択承認申請書(別紙)」により、発注者の承認を受けなければならない。(提出先:佐渡市 企画財政部 財政課 契約検査室)
  - (2) 落札通知の日から起算して7日以内に契約をすること。
  - (3) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者及び現場代理人の配置を要しない。ただし、コリンズの登録は、通常の契約どおり、土、日、祝日等を除き契約締結後10日以内に行うこと。
  - (4) 工事開始日の前日までの間において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等一切の工事準備、及び工事を行ってはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保(現場への搬入を除く)並びに関係機関への協議文書等の届出等は、工事準備に該当しないものとする。
  - (5) 工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うものとする。
  - (6) 積算にあたっては、全体工期(契約締結予定日を起算日とした完成期限)を基準としており、工事開始日選択により発生する経費(積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等)については、受注者の負担とする。ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、適切に対応する。
  - (7) 前金払の取扱いについては、佐渡市建設工事請負基準約款第35条に定めるところにより行うものであるが、請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。
  - (8) 契約の保証は、佐渡市建設工事請負基準約款第4条に定めるところにより行うものとし、その期間は、契約締結日から完成期限までとする。
4. 落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は「着手届」及び「工程表」は、工事期間の起算日から7日以内に提出すること。

#### ※工事請負契約書の取扱い

落札者は、工事開始日の選択を希望する場合にあつては「工事開始日選択承認申請書(別紙)」をFAX(0259-63-5124:契約検査室)により送信し事前審査を受けること。